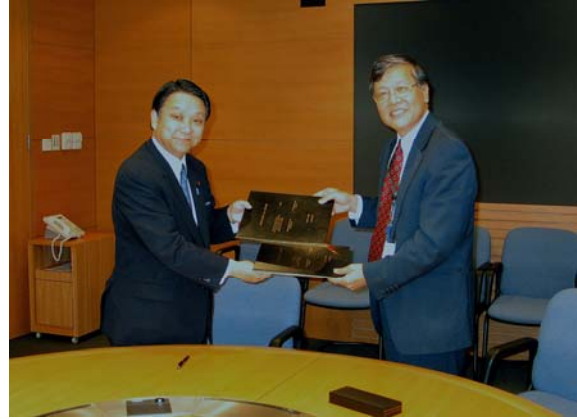




(c) Ken Levinson

ジャパン・ソサエティで講演を行う伊藤大臣 (5月2日)

→ [P 6](#)に関連記事



証券分野の情報交換の枠組みを設ける文書に署名した七条副大臣とアンドリュー・シェン香港証券先物委員会 (SFC) 委員長 (5月5日)

→ [P 6](#)に関連記事

目次

【トピックス】

- 金融コングロマリット監督指針 (案) について…………… 2
- 企業内容等の開示制度等に関する内閣府令の改正の概要について…………… 3
- 平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況について…………… 5
- 伊藤大臣及び七条副大臣の海外出張について…………… 6

【集中連載】

- 金融検査に関する基本指針 (案) の概要について (第 1 回 策定に当たってのスタンス及び「I 基本的考え方」の概要について) …………… 8

【法令解説】

- 保険業法等の一部を改正する法律の概要について…………… 11

【金融ここが聞きたい!】…………… 18

【金融便利帳】

- 今月のキーワード:「金融コングロマリット」…………… 20

【お知らせ】…………… 21

【4月の主な報道発表等】…………… 22

【トピックス】

金融コングロマリット監督指針（案）について

昨年12月に公表された「金融改革プログラム」において盛り込まれた項目のうち、「金融コングロマリット等に対応可能な監督体制の構築」及び「国際的な金融コングロマリットに対する適正な監督の確保」の一環として、「金融コングロマリット監督指針（案）」を策定し、パブリックコメントに付すこととしました。

本監督指針においては、金融コングロマリットを定義した上で、コングロマリット化の進展に伴い、グループ内の金融機関の財務の健全性や業務の適切性に重大な影響を与える可能性があるリスクを列挙し、それをグループとしてどのように管理しているか、ということについて監督上の着眼点としております。

（参考）金融コングロマリット化に伴うリスクの例

- ・組織の複雑化による経営の非効率化
- ・利益相反行為の発生
- ・グループ内のリスクの伝播
- ・グループ内取引の適切性
- ・グループとしてのリスクの集中

また、国際的に活躍する金融コングロマリットに対しては、効率的かつ十分な監督態勢を確保するため、海外監督当局との適切な連携の確保を図ることなどを、指針として盛り込んでおります。

金融庁としては、今後パブリックコメントを受けて、更に、精査をしていきたいと考えております。

※ 平成17年4月28日に公表した「金融コングロマリット監督指針（案）」の全文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表資料」から、[「金融コングロマリット監督指針（案）に対する意見募集の実施について」（平成17年4月28日）](#)にアクセスしてください（意見募集の〆切＝5月27日（金）17:00）。

※ 「金融コングロマリット」の解説について、本号の[「金融便利帳」](#)に掲載していますので、アクセスしてみてください。

企業内容等の開示制度等に関する内閣府令の改正の概要について

平成 16 年 10 月中旬以降に証券取引法上のディスクロージャーをめぐり、不適正な事例が相次いで判明したことを受け、金融庁では同年 11 月 16 日に「[ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応について](#)」を、12 月 24 日に「[ディスクロージャー制度の信頼性確保に向けた対応（第二弾）について](#)」を取りまとめました。その中には制度改正に関する事項として「有価証券報告書等の記載上の注意の明確化」、「コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実」及び「親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実」が盛り込まれ、次のとおり、これらの事項の規定整備を行いました。

1 有価証券報告書等の記載上の注意の明確化

(1) 「(株式等の) 所有者別状況」の明確化

「外国法人等のうち個人」欄は、内数の記載となっていました。他の区分と同様、内数によらない記載とするための規定整備を行いました。

また、他人名義で所有している株式数を含めた実質所有による記載の明確化のための規定整備を行いました。

(2) 「大株主の状況」の明確化

大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合の取扱いが、有価証券届出書及び半期報告書には明記されていましたが、有価証券報告書では明記されていませんでしたので、有価証券報告書の「大株主の状況」の記載上の注意において大量保有報告書等の写しの送付を受けた場合の取扱いを明記しました。

(3) 「役員の状況」の明確化

他人名義で所有している株式数を含めた実質所有による記載の明確化のための規定整備を行いました。

(4) 「連結財務諸表」、「財務諸表」の明確化

有価証券届出書等の「連結財務諸表」、「財務諸表」等に、「連結財務諸表等の作成に当たっては、連結財務諸表規則等に従い、適切な科目による適正な金額の計上を行うとともに、連結財務諸表等の作成のための基本となる重要な事項、記載すべき注記、附属明細表等を会社の実態に即して適正に記載」する旨の規定を追加しました。

2 コーポレート・ガバナンスに係る開示の充実

有価証券届出書様式（有価証券報告書は有価証券届出書を準用）の記載上の注意に次に掲げる事項の追加記載を求めるための規定整備を行いました。

(1) 内部監査及び監査役（監査委員会）監査の組織、人員及び手続並びに内部監査、監査役（監査委員会）監査及び会計監査の相互連携について

(2) 社外取締役及び社外監査役と提出会社との人的関係、資本的關係又は取引関係その他の利害関係について

(3) 業務を執行した公認会計士の氏名、所属する監査法人名及び提出会社の財務書類について連続して監査関連業務を行っている場合における監査年数（当該年数が 7 年を超える場合に限る。）、監査業務に係る補助者の構成並びに監査証明を個人会計士が行っている場合の審査体制について

3 親会社が継続開示会社でない場合の親会社情報の開示の充実

有価証券報告書、有価証券届出書様式の「提出会社の参考情報」に「提出会社の親会社等の情報」欄を設けるとともに、「記載上の注意」において次に掲げる規定整備を行いました。

(1) 提出会社（上場会社等に限る。）の親会社等が継続開示会社でない場合には次に掲げる事項を記載することとしました。ただし、当該親会社等が外国上場会社であって、外国の法律等で企業情報が開示され、かつその情報が本邦において閲覧できる状態にある場合を除くこととしました。

- ① 親会社等の名称、株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員状況
 - ② 親会社等の商法上の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書（以下「計算書類等」といいます。）の記載（監査役又は監査委員会の監査報告書及び会計監査人の監査報告書の添付）
- (2) 親会社等の株式の所有者別状況、大株主の状況及び役員状況の記載は、提出会社のこれらの状況の記載方法に準じて記載することとしました。
- (3) 親会社等の計算書類等の記載に代え、添付することを可能としました。
- (4) 次の区分に応じ、次に掲げる事項を記載することとしました。
- ① 親会社等の(1)①及び②に掲げる事項の全部又は一部について記載できない場合 その理由
 - ② 親会社等がない場合 その旨
 - ③ 親会社等が継続開示会社である場合 その旨、親会社等の名称及び上場している場合の当該上場取引所名
 - ④ (1)ただし書に該当する外国上場会社である場合 その旨、親会社等の名称及び上場している場合の当該上場取引所名
- (5) 親会社等とは、提出会社の株式の過半数を直接又は間接に保有している会社をいうこととしました。

4 その他の改正

上記のほか、「証券取引法等の一部を改正する法律（平成16年法律第97号）」の施行に伴い、公開買付制度に係る公開買付開始公告等の公告及び有価証券報告書の重要な訂正報告に係る公告の方法に、開示用電子情報処理組織を使用する方法（電子公告）を追加するための規定整備を行いました。

5 施行期日等

- (1) 平成17年4月1日から施行しました。
- (2) 有価証券報告書様式の改正については平成17年3月決算期から適用し、有価証券届出書様式の改正については平成17年7月1日以後提出されるものから適用（4月1日以後、有価証券報告書が改正後の新様式で提出された場合には、その後提出される有価証券届出書は、改正後の新様式が適用。）します。なお、早期適用については、それを妨げないものとしました。

※ 平成17年3月に実施した「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案」に対するパブリックコメントの結果について、詳しくは、[「企業内容等の開示に関する内閣府令等の一部を改正する内閣府令案に対するパブリックコメントの結果について」](#)（平成17年4月6日）にアクセスしてください。

平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況について

我が国の行政においては、政策評価を実施するとともに、その評価結果を政策に適切に反映させ、政策に不断の見直しや改善を加えることにより、効率的で質の高い行政及び成果重視の行政の実現が求められています。こうしたことから、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」においては、政策評価の結果の政策への反映状況について公表することとしています。

金融庁においては、15 年度実績評価書（評価対象期間：平成 15 年 7 月～16 年 6 月）及び 16 年度事業評価書（対象事業：17 年度概算要求に係る新規・拡充事業）を 16 年 8 月に公表したところですが、今般、上記法律を踏まえ、政策評価の結果の政策への反映状況を取りまとめ、公表しました。

なお、取りまとめに当たっては、評価結果を踏まえて、どのように政策の改善・見直し等を行うこととしたのか、その方針を説明するとともに、当該方針に沿って実施した具体的な措置内容を例示しています。

※ 平成 15 年度政策評価結果の本文等についてご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「平成 15 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について](#)（平成 17 年 4 月 27 日）にアクセスしてください。

伊藤大臣及び七条副大臣の海外出張について

伊藤大臣は、4月29日(金)から5月4日(水)にかけて米国を訪問し、イエレン・サンフランシスコ連邦準備銀行総裁、ガイトナー・ニューヨーク連邦準備銀行総裁及びドナルドソン・米国証券取引委員会(SEC)委員長と会談しました。

また、ニューヨークでは、ジャパン・ソサエティーにおいて、わが国の金融セクターの状況や今後の金融行政における取組みについて講演を行いました。

それぞれの会談では、伊藤大臣から、わが国金融を巡る局面が、これまでの不良債権問題への緊急対応から脱却し、未来志向の新しい局面へと転換しつつあることを説明したところ、先方からは、こうしたわが国の最近の動向を歓迎するとの反応がありました。あわせて、金融分野における国際化の進展に伴い、当局間の協力関係をより一層強化することで意見が一致しました。

SECとの間では、日米間の協力関係をより一層強化するために、新たに3つの対話のチャンネルを創設することに合意しました。

第1に、金融庁とSECの間で、グローバルな証券市場の共通課題について、定期的にハイレベル対話を開催することに合意しました(日米ハイレベル証券市場対話)。第1回会合は6月下旬に東京で開催する予定です。

第2に、必要に応じて取引所及び証券業協会といった自主規制機関も含めた対話を行うことについても合意しました(日米証券関係6者対話)。このために、例えば、金融庁、証券取引所及び日本証券業協会を含む日本の共同ミッションが米国を訪問し、米国SEC、米国の証券取引所及び証券業協会と対話することが考えられます。

第3に、会計基準の国際的なコンバージェンス(収斂)が進展している状況の下、両国の会計基準設定主体、すなわち我が国の企業会計基準委員会(ASBJ)と米国の財務会計基準審議会(FASB)との間の対話の強化を支持することについても合意をしたところです(日米会計対話)。

今回の訪米は、米国の金融当局要人等と直接意見交換を行い、相互に理解を深めるとともに、当局間の連携をより一層強化することができ、非常に有意義なものとなりました。

七条副大臣は、5月5日(木)から9日(月)にかけて香港及びベトナムを訪問し、香港証券先物委員会(SFC)アンドリュー・シェン委員長、香港金融管理局ジョセフ・ヤム総裁及びベトナム中央銀行フンカック副総裁等と会談を行いました。会談では、七条副大臣から我が国の金融セクターの状況や今後の金融行政の取組みについて説明し、先方の理解を得るとともに、先方の金融セクターの状況等について聴取することができ、非常に有意義なものとなりました。

香港では、5月5日にシェンSFC委員長とともに、金融庁とSFCとの間における証券分野の情報交換の枠組みを設ける文書に署名しました。

証券取引がグローバル化する中で、各国の証券市場を適切に監視・監督するために、主要な証券規制当局の間でクロスボーダーの不正取引活動等に関する情報を共有する必要性が高まっています。

このような観点から、金融庁は、これまで、中国の証券監督管理委員会(CSRC)(平成9年3月)、シンガポールの通貨監督庁(MAS)(平成13年12月)、米国の証券取引委員会(SEC)及び商品先物取引委員会(CFTC)(平成14年5月)、オーストラリアの証券投資委員会(ASIC)(平成16

年9月)との間で、証券分野の情報交換の枠組みを設けてきました。今回七条副大臣が行ったSFCとの間の合意は、5つ目の情報交換枠組みになります。香港の証券市場はアジア・太平洋地域において、東京に次ぐ第2位の市場規模を誇るほか、金融庁とSFCは、IOSCO(証券監督者国際機構)等の国際的な場において密接な協力関係にあります。

今回の情報交換枠組みの構築によって、インサイダー取引や株価操縦のような不正取引活動を監視するため、市場における取引に関する情報、特定の取引注文を出した者の属性に関する情報や証券会社に関する情報等を、必要に応じて相互に提供することとなり、我が国及び香港の証券市場の公正性・透明性の確保に寄与することになります。

七条副大臣は、シェン委員長との間で、一層の協力関係の構築について合意しました。金融庁としては、今後とも、主要な証券市場を有する国・地域との間で、こうした情報交換のネットワークを含め、一層の協力関係を構築するよう、努力する考えです。

ベトナムにおいては、同国における金融セクター改革の動向等を聴取しました。日本とベトナムの関係はますます深まっており、金融庁としても関係機関と調整を行いながら協力していきたいと考えております。

[集中連載]

金融検査に関する基本指針（案）の概要について （第1回：策定に当たってのスタンス及び「I 基本的考え方」の 概要について）

金融検査に関する基本指針（案）（以下「本基本指針（案）」という。）は、昨年12月24日に公表された「[金融改革プログラム](#)」及びこれを受けた「[金融改革プログラム工程表](#)」（本年3月29日公表）を踏まえた「金融庁の行動規範（code of conduct）の確立」の一環として、検査等の実施に当たっての基本的な考え方及び検査の具体的な実施手続等を示すものです。検査等に関連して発出される通達等の解釈及び運用に当たっては、今後、本基本指針（案）を基に行うこととなります。

去る4月28日（木）にその案をパブリック・コメントに付し、5月27日（金）まで意見を募集しています。本稿では、その案の策定に当たってのスタンス及び概要について紹介します。

1. 「本基本指針（案）」策定に当たってのスタンス

検査を取り巻く状況を見ると、主要行の不良債権問題が平成17年3月期までの半減目標の達成に向けて、順調に低下している状況下において、「[金融改革プログラム](#)」にみられるように、金融行政は転換を迎えつつあります。すなわち、同プログラムでは、「金融システムの安定」を重視した金融行政から、「金融システムの活力」を重視した金融行政へ転換を図り、利用者の満足度が高く、国際的にも高い評価が得られるような金融システムを、「官」の主導ではなく「民」の力によって、実現するよう目指すこととされています。

こうした中で、金融行政の重要な一翼を担う検査が、今後、どのような機能を発揮すべきかは、重要かつ緊急の検討課題です。金融庁検査局は、本基本指針（案）の検討に際し、検査の「原点」をもう一度見直し、そのプロセスを総点検することから、作業を始めました。

（注）この検討に当たり、金融庁検査局において、17回にわたりワーキンググループによる検討が行われました。

その結論は、今後、新たに展開される金融情勢の下において、各金融機関の経営実態を的確に把握し、そのリスクや問題点を適切に指摘するための金融検査が、引き続き、有効かつ効果的に機能するためには、以下の点を重視した運用が求められるということです。

- （1）検査の具体的な実施手続を明確化し、そのプロセスの予測可能性等を高める必要がある。
- （2）検査の運用に当たっては、各金融機関の自主的・持続的な経営改善に向けた取組みを促進することに配慮する必要がある。
- （3）検査の有効性を維持しつつ、その効率化をすすめ、金融機関の負担軽減に努めていく必要がある。
- （4）「民」の活発な金融機能の展開の結果生じる、新たなリスクや経営実態に的確に対応して、適

切な検査が実施できるよう態勢を整備する必要がある。

上記のスタンスに基づき、金融庁検査局は、本基本指針（案）を検討・作成したところです。

2. 「本基本指針（案）」の概要

I 基本的考え方

1. 金融検査のミッションを明確化

本基本指針（案）においては、まず、冒頭で検査部局のミッションは、「立入検査の手法を中心に活用しつつ、各金融機関の法令等遵守態勢、各種リスク管理態勢等を検証し、その問題点を指摘すること」としています。したがって、その後の経営改善に向けた対応策の措置を促すことは、監督部局の役割です。

2. 5つの基本原則

上記「1.」を踏まえて、以下のような検査等の5つの基本原則を掲げています。

(1) 利用者視点の原則

一般の利用者及び国民経済の立場に立ち、その利益保護を第1の目的。

(2) 補強性の原則

検査は、自己責任原則に基づく金融機関の内部管理と、会計監査人等による厳正な外部監査を前提としつつ、「市場による規律」などを補強。

他方、金融機関の自主的な経営改善に向けた取組みの促進に配慮し、金融機関との「双方向の議論」（注）を重視。

（注）事実を的確に把握し、客観的に問題点を示したうえで金融機関の主張を十分に聴取し、その理解や認識を確認するプロセス。

(3) 効率性の原則

検査は、金融機関の監査機能や検査・監督における関係部署と十分な連携等を保ちつつ、効率的に実施（メリハリのある検査）。

(4) 実効性の原則

検査における指摘が金融機関の適時適切な経営改善につながるよう、監督部局との緊密な連携等。

(5) プロセス・チェックの原則

原則として、各金融機関の法令等遵守態勢・各種リスク管理態勢に関して、そのプロセス・チェックに重点を置いた検証。

このうち、(2)～(4)は、既に金融検査マニュアルで基本原則として明記されていましたが、今回(1)及び(5)を新たに基本原則として明記しました。特に(1)は、金融検査が、そもそも一般の利用者及び国民経済の立場に立ちその利益の保護を第一の目的としていること及び金融改革プログラムにも利用者の視点が第一にあげられていることに鑑み、今回明確化しました。なお、(2)は後段の意味合いを今回追加しています。

3. 検査官の心得（検査官の行動規範）

これらに加え、検査官は、高い自己規律のもと適切な検査を実施する必要があることから、検査官の心得（検査官の行動規範）を明記しました。具体的には、(1)国民に対する使命、(2)デュー・プロセスの確保、(3)検査の信頼の醸成、(4)自己研鑽に努めること、(5)チームワークの精神、といった5つの内容で構成しています。

次回は、『「II 検査等の実施手続等」の概要について』です。

※ 平成 17 年 4 月 28 日に公表した「金融検査に関する基本指針（案）」の全文をご覧になりたい方は、金融庁ホームページの「報道発表資料」から[「金融検査に関する基本指針（案）について」（平成 17 年 4 月 28 日）](#)にアクセスしてください。

【法令解説】

このコーナーでは、第 162 回国会で成立した金融庁関連の法律について、その経緯や内容を詳細に説明します。本号は、「保険業法等の一部を改正する法律」についてです。

保険業法等の一部を改正する法律の概要について

I. 改正の経緯・背景

「保険業法等の一部を改正する法律」（平成 17 年法律第 38 号。以下「改正法」といいます。）は、平成 17 年 3 月 11 日に内閣より第 162 回通常国会に提出され、原案のとおり、4 月 11 日に衆議院において可決、4 月 22 日に参議院において可決・成立し、5 月 2 日に公布されました。

今回の法改正は、平成 16 年 1 月 16 日に金融審議会金融分科会第二部会において「保険に関する主な検討課題」として「保険契約者保護制度の見直し」及び「無認可共済への対応」が示されたことを受けて、同部会に設置された「保険の基本問題に関するワーキンググループ」における審議、これに基づき同年 12 月 14 日に取りまとめられた同部会報告書「根拠法のない共済への対応について」及び「保険契約者保護制度の見直しについて」を踏まえたもの（※ 注 1）であり、①根拠法のない共済への対応に係る改正（下記 II.）及び②保険契約者保護制度等の見直しに係る改正（下記 III.）の二つを主たる内容としています。

今回の法改正の背景としては、①に関しては、特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業を行うもの（※ 注 2）が急増しており、その中には不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等との指摘がされていること、②に関しては、平成 10 年に現行の保険契約者保護制度が創設されて以降（※ 注 3）、生命保険会社・損害保険会社の実際の破綻事例を踏まえた指摘・要望等が行われていたこと、平成 15 年 4 月の保険業法改正（※ 注 4）による生命保険契約者保護機構の財源に係る時限措置が平成 17 年度末までとなっていたことなどが挙げられます。

II. 少額短期保険業の創設

1. 保険業の定義の改正

保険業法では、不特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業を保険業として規制の対象としてきましたが、今回の法改正では、保険業の定義を見直し、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業についても保険業に含めることとし、原則として保険業法の規定を適用することとしました。ただし、他の法律に特別の規定のあるもの、会社等が役員・使用人等を相手方として行うもの、労働組合が組合員等を相手方として行うもの、学校が学生等を相手方として行うもの等については、引き続き、保険業法の規定は適用されません（改正後の保険業法第 2 条第 1 項。以下、引用条文は、特記ない限り、改正後の保険業法のものとしします。）。

2. 少額短期保険業の創設

保険期間が 2 年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が 1000 万円を超えない政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（少額短期保険業）者については、その特性を踏まえて、以下のような保険会社と異なる新たな規制の枠組みを導入することとしました。

(1) 登録

内閣総理大臣の登録を受けた者は、保険料収入が政令で定める基準を超えない範囲で、少額短期保険業を行うことができることとします。内閣総理大臣は、申請者が、

- ① 株式会社又は相互会社でない場合
 - ② 資本等の額が政令で定める額に満たない場合
 - ③ 会社やその役員に行政処分歴がある等の場合
 - ④ 保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠ける恐れのあるもの等である場合
 - ⑤ 少額短期保険業を的確に遂行することができる人的構成を有しない場合
- 等は、登録を拒否しなければなりません（第 272 条・第 272 条の 4）。

(2) 責任準備金の積立て、供託の義務付け

少額短期保険業者は、保険契約上の義務を履行するため責任準備金等を積み立てなければならないこととします。また、保険契約者等の保護のため必要かつ適当な額の金銭を供託所に供託する必要があります（第 272 条の 5、第 272 条の 18 において準用する第 116 条等）。なお、少額短期保険業者については、取扱商品や資産運用（(3)参照）の限定等により、事業活動に伴い生じるリスクが相当抑制されること等を前提に、セーフティネットは設けられません（第 262 条第 1 項・第 265 条の 2 第 1 項）。

(3) 兼業規制、資産運用規制

少額短期保険業者は、原則として少額短期保険業とこれに付随する業務以外の業務を行うことはできず、保険料として収受した金銭その他の資産の運用は、預金、国債の取得等に限定されます（第 272 条の 11・第 272 条の 12）。

(4) 情報開示

少額短期保険業者は、事業年度ごとに、業務・財産の状況に関する説明書類を作成し、各事業所に備え置く必要があります（第 272 条の 17 において準用する第 111 条）。

(5) 報告又は資料の提出及び立入検査

内閣総理大臣は、少額短期保険業者の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため必要があると認めるときは、少額短期保険業者等に対し、業務等の状況に関する報告・資料の提出を求め、又は職員にその施設に立ち入らせ、質問等をさせることができます（第 272 条の 22・第 272 条の 23）。

(6) 募集規制

少額短期保険の募集を行う者は一定の者を除いて、少額短期保険募集人登録簿に登録しなければならないこととし、保険会社の保険募集人と同様、保険募集時における虚偽表示や重要事項の不告知の禁止等の保険募集に関する禁止行為についての規定や監督についての規定等を適用します（第 276 条・第 294 条・第 300 条・第 305 条・第 306 条等）。

3. 経過措置等

(1) 改正法の施行の際に特定保険業（改正法の規定の適用を受ける保険の引受けを行う事業のうち、改正前の保険業法に規定する保険業に該当しないものをいいます。）を行っている者は、施行日から起算して 2 年を経過する日までの間は、原則として引き続き特定保険業を行うことができることとします（改正法附則第 2 条）。

(2) 特定保険業者の届出

特定保険業を行っている者（以下「特定保険業者」といいます。）は、施行日から起算して

6月以内に特定保険業を行っている旨を内閣総理大臣に届け出る必要があります（改正法附則第3条）。

(3) 特定保険業者に対する保険業法の規定の適用

上記(1)により特定保険業者が引き続き特定保険業を行う場合には、当該特定保険業者を少額短期保険業者とみなして、業務運営に関する措置、募集規制、業務報告書の提出、内閣総理大臣による検査・監督、保険契約の包括移転等に関する保険業法の規定を適用します（改正法附則第4条）。

(4) 公益法人等に関する経過措置

改正法の施行の際に特定保険業を行っている公益法人等は、当分の間、引き続き特定保険業を行うことができることとします。この場合、当該公益法人等を少額短期保険業者とみなして、募集規制に関する保険業法の規定を適用します（改正法附則第5条）。

(5) その他の経過措置等

その他特定保険業者による規制対応の円滑化のための措置等所要の経過措置が設けられます（改正法附則第6条・第8条・第15条・第16条）。

III. 保険契約者保護制度等の見直し

1. 保険契約の特性等に応じた補償の内容の見直し等

現行の保険契約者保護制度は、保険契約の存続を図りつつ、保険契約者保護機構からの資金援助等により保険契約の価値を一定割合まで補償することを基本的仕組みとしています。また、資金援助等による補償率は、原則として、保険契約の種類、内容等にかかわらず責任準備金の90%とされています。

今回の法改正においては、以下のとおり、自動車保険等の損害保険契約について保険契約の存続を前提としない新たな仕組みを導入する（(1)）とともに、保険契約の種類、内容等に応じた補償率の見直し（具体的な保険契約の区分及び補償率は内閣府令・財務省令事項）を行うこと（(2)）等としました。

(1) 「特定補償対象契約」に係る新たな仕組みの導入

自動車保険等の損害保険契約については、①生命保険のような再加入困難性がないこと等の理由により保険契約の存続を図る必要性が低いこと、②保険金額の一部が削減されるだけでも保険契約者等が高額の自己負担を負うこととなること、などの特性が認められます。

このため、これらの保険契約については「特定補償対象契約」（第245条第2号）として、保険会社の破綻後内閣府令・財務省令で定める一定期間内は保険金額の全額の支払を保証するとともに、その間に他の健全な保険会社への乗換えを促す（破綻後内閣府令・財務省令で定める一定期間は、破綻処理のための業務停止にかかわらず、解約に係る業務（解約返戻金等の支払を除きます。）を停止することを要しない）こととしました（第245条・第247条第1項。支払率100%の定めは内閣府令・財務省令事項）。当該一定期間経過後の保険金の支払率及び責任準備金の補償率は、80%とすることとしています（第245条第1号・第270条の3第2項等）。

なお、保険契約の存続を図るために従来設定されている早期解約控除（※注5）は、特定補償対象契約についてはこれを設定する合理的理由がないことから、これを明示的に禁止することとしました（第250条第1項、改正後の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（以下「改正更生特例法」といいます。）第445条第2項）。

(2) 予定利率の高い保険契約に係る補償率の見直し

予定利率が高いと認められる保険契約（内閣府令・財務省令で定める率を超える予定利率に基づく保険契約）については、保険契約者間の公平性等の観点から、原則的な補償率から一定程度、補償率を引き下げることとし、このことを明らかにするため、具体的な補償率を内閣府令・財務省令において定める際に予定利率を勘案することができることを法律上明記することとしました（第245条第1号・第270条の3第2項等）。

具体的には、内閣府令・財務省令において、予定利率の高い保険契約については、内閣府令・財務省令で定める率を超える部分に相当する率を基礎として算出される率を、原則的な補償率から減じることにより、補償率を算定することが想定されています。

(3) 保険会社の更生手続における「運用実績連動型保険契約」の取扱い（※注6）

その保険料として収受した金銭の運用の実績が全面的に保険契約者に帰属することとなる保険契約（最低保証の付されていないいわゆる団体年金特別勘定が主として想定されています。）については、保険会社の経営悪化に対する当該特別勘定に係る資産運用リスクの影響が認めがたいこと、したがって他の保険契約と同じように責任準備金を削減する理由が薄いことなどが指摘されてきています。

このため、このような保険契約については「運用実績連動型保険契約」として、厳格な分別管理を義務づける（第118条）とともに、このことを前提として、保険会社の更生手続において、更生計画の中で運用実績連動型保険契約について他の保険契約に比して有利な条件を定めることとしても、更生計画に係る平等原則に反しないことを確認する規定を設けることとしました（改正更生特例法第445条第3項）。

3. 生命保険契約者保護制度の財源措置の見直し

上記I. のとおり、生命保険契約者保護機構（以下この3.において「機構」といいます。）に対する政府の補助の制度は、平成17年度末までの生命保険会社の破綻に係る時限的制度とされてきました（保険業法附則第1条の2の13第2項）。また、政府の補助の要請の前提となる、機構の会員（生命保険会社）の負担金によりまかなわれるべき金額（いわゆる業界負担枠）についても、同様に平成17年度末までの破綻について、1000億円と規定されてきました（保険業法附則第1条の2の13第2項、同施行令附則第8条の3）。

このため、今回の改正において、平成18年度以降の機構の財源措置のあり方について見直しを行うこととし、機構の会員の負担金によりまかなわれるべき範囲のあり方、政府の補助の制度、のそれぞれについて、以下のように改めることとしました。

- ① 破綻処理に要する費用は、機構の借入限度額（保険業法第265条の42、同施行令第37条の4）までは、会員の負担金によりまかなわれるべきものとし、かつ（附則第1条の2の14第2項及びこれに基づく政令）。いわゆる業界負担枠は、基本的に、機構の借入限度額から過去の破綻に係る借入残高を差し引いた金額となります。
- ② ①を原則としつつ、生命保険会社における逆ざやの状況、過去の破綻に係る機構の借入残高の状況等に鑑み、平成18年度から20年度までに破綻した生命保険会社の破綻について、資金援助等の費用が①の業界負担枠を超え、かつ「資金援助その他の業務に要した費用を第265条の33第1項の規定により当該生命保険契約者保護機構の会員が納付する負担金のみで賄うとしたならば、当該生命保険契約者保護機構の会員の財務の状況を著しく悪化させることにより保険業に対する信頼性の維持が困難となり、ひいては国民生活又は金融市場に極めて重大な支障が生じるおそれがあると認める場合」には、予算で定める金額の範囲内において、所定の費用の全部又は一部に対し政府が補助を行うことができることとしました（附則第1条の2の14第2項及びこれに基づく政令）。

IV. その他の改正事項

1. 保険業法関係

(1) 保険会社の業務等

- ① 保険会社は、内閣総理大臣の認可を得て、船主相互保険組合の業務の代理等を行うことができることとしました（第98条第1項第1号・同条第2項）（※ 注7）。
- ② 保険会社は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の的確な遂行その他の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講じなければならないものとしました（第100条の2）。

(2) 保険会社・保険持株会社の子会社の範囲（※ 注8）

保険会社の行う業務に従属する業務（福利厚生業務等）を行う子会社（以下「従属業務子会社」といいます。）については、従来、専ら親会社である保険会社又はその子会社のためにその業務を営むことが必要とされていたのに対し、今回の法改正において、複数の保険会社等のためにその業務を営むことを認めることとし、複数の保険会社グループによる従属業務子会社の共同利用を可能としました（第106条第1項第12号・同条第7項。保険持株会社につき、第271条の22第1項第12号・同条第5項）。

(3) 報告又は資料の徴求及び立入検査

- ① 保険会社の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るための内閣総理大臣による報告又は資料の徴求及び立入検査については、従来、内閣総理大臣が特に必要があると認める場合、その必要の限度において、保険会社等の子会社もその対象に含まれていましたが、今回の法改正において、保険会社及び保険持株会社が実質的支配力を有している会社も対象に含めることとしました（第128条・第129条・第271条の27・第271条の28）。
- ② 保険会社や外国保険会社等の業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るための内閣総理大臣による報告又は資料の徴求及び立入検査について、内閣総理大臣が特に必要と認める場合、その必要の限度において、保険会社や外国保険会社等から業務の委託を受けた者も対象に含めることとしました（第128条・第129条・第200条・第201条・第226条・第227条・第271条の27・第271条の28）。

(4) 株主

- ① 保険議決権大量保有者が提出すべき変更報告書の提出期限（5日以内）を、その保有する議決権の数に増加がない場合等には緩和することとしました（第271条の4第1項）（※ 注9）。
- ② 保険持株会社について、中間業務報告書を導入することとしました（第271条の24）（※ 注10）。

2. 船主相互保険組合法関係

(1) 船主相互保険組合は、内閣総理大臣の承認を受けて、組合員のために行う損害保険会社の業務の代理等を行うことができることとしました（改正後の船主相互保険組合法（以下「改正船主相互保険組合法」といいます。）第4条）。この改正及びIV. 1. (1)①の改正によって、損害保険会社と船主相互保険組合との間で双方向の業務の代理等を行うことが可能となっています。

(2) 船主相互保険組合は、内閣総理大臣の承認を受けて、当該組合が組合員から引き受けた保険契約に係る船舶等に出資等をしている者（組合員及び組合員たる資格を有する者を除く。）の当該船舶等の運航に伴って生ずる費用・責任に関する損害保険事業を行うことができることとしました（改正船主相互保険組合法第4条）。（※ 注11）。

V. 施行期日・経過措置・検討規定

1. 施行期日

- (1) 少額短期保険業の特例等に係る規定等
少額短期保険業の特例（上記 II.）に係る規定等、下記(2)・(3)以外の改正法の規定については、公布から1年以内の政令で定める日より施行されます（改正法附則第1条本文）。
- (2) 保険契約者保護制度等の見直しに係る規定等
保険契約者保護制度等の見直し（上記 III.）に係る規定及び運用実績連動型保険契約に係る規定等については、平成18年4月1日より施行されます（改正法附則第1条第2号）。
- (3) 保険議決権大量保有届出書に関する変更報告書に係る規定等
保険議決権大量保有届出書に関する変更報告書に係る規定（上記IV. 1. (4)①）等については、改正法の公布から3月以内の政令で定める日より施行されます（改正法附則第1条第1号）。

2. 経過措置

少額短期保険業の特例については、上記 II. 3. のとおり所要の経過措置を設けています。なお、その他所要の経過措置を設けることとしています。

3. 検討規定

- (1) 少額短期保険業の特例に係る検討規定
政府は、改正法の施行後5年以内に、少額短期保険業者の業務の状況、保険会社が引き受ける保険の多様化の状況、経済社会情勢の変化等を勘案し、改正法に規定する保険業に係る制度について検討を加え、必要と認められる場合は、所要の措置を講ずることとされています（改正法附則第38条第2項）。
- (2) 生命保険契約者保護機構に係る検討規定
政府は、改正法の施行後3年以内に、生命保険契約者保護機構（以下「機構」といいます。）に対する政府の補助及び機構による資金援助等の実施状況、機構の財務状況、保険会社の経営の健全性の状況等を勘案して、機構の資金援助等の費用の負担の在り方、政府の補助の制度の存続の必要性等について検討を行い、適切な見直しを行うものとされています（改正法附則第38条第1項）。

VI. 終わりに

なお、改正法中、政令、内閣府令、内閣府令・財務省令等に委任されている事項については、今後、政令等の案をパブリックコメント手続に付す予定としています。

(注1) 平成16年12月14日の金融審議会第二部会報告書「保険契約者保護制度の見直しについて」において具体的な方向性が示されなかった事項のうち、生命保険契約者保護制度の見直しに関する一定の事項については、本年2月16日の同部会において更なる審議が行われました。今回の法改正は、同日の同部会において承認された方向性をも併せて踏まえたものとなっています。

(注2) 共済事業については、自発的な相互扶助を基礎として、共同して社会生活を営む者が将来の危険に対して共同して生活の安定を図るものであり、基本的には保険業法による規制は不要とされてきました。このため、改正前の保険業法においては、特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業については適用がないとされていました。また、農業協同組合（JA）等については、他の法律（農業協同組合法等）の規制を受け、主務官庁の監督を受けて事業を行う制度共済と位置付けられます。

(注3) 「金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律」（平成10年法律第107号。同年6月15日公布、本件関連部分は同年12月1日施行。）による保険業法の改正。

(注4) 「保険業法の一部を改正する法律」（平成15年法律第39号。同年5月9日公布、同年6月8日施行。）。

(注5) 「早期解約控除」とは、保険契約の存続を図り、健全な保険収支のために十分な保険集団の規模を確保することを目的として、保険会社の破綻処理時の契約条件の変更において、破綻後一定期間内に解約（保険集団からの任意脱退）をする保険契約者に支払われる解約返戻金について、保険金等には行われない特別の控除（減額措置）を行うこと（又は当該控除部分）をいいます（改正前の金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第445条第2項参照）。

(注6) この改正は、「規制改革・民間開放推進3か年計画（改定）」（平成17年3月25日閣議決定）（以下「平成17年3月規制改革計画」といいます。）の「II 16年度重点事項」の「（分野別各論）」における項目「保険会社の経営破綻時における特別勘定の保全【第162回国会に法案提出】」に関するものです。

(注7) この改正は、内閣府規制改革・民間開放推進室への社団法人日本損害保険協会からの規制改革要望に関するものです。

(注8) この改正は、「平成17年3月規制改革計画」の「III 措置事項」における項目「複数の保険会社による従属業務子会社等の保有を可能とする収入依存度規制の見直し」に関するものです。

(注9) この改正は、「平成17年3月規制改革計画」の「III 措置事項」における項目「保険議決権大量保有者の「変更報告書」提出事由の簡素化」に関するものです。

(注10) 保険会社については平成16年9月期より、銀行持株会社については平成10年9月期より（銀行については昭和57年9月期より）、既に中間業務報告書の作成・提出が義務付けられています（保険会社については、「保険業法の一部を改正する法律」（平成15年法律第39号。同年5月9日公布、同年6月8日施行）附則第4条によります）。

(注11) 近年、船舶の事故等が発生した際に、当該船舶の所有者等だけでなく、当該船舶に係る出資者等に対しても、損害賠償責任等の追及が行われる例が見られるようになってきました。

【金融ここが聞きたい！】

※ このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q&A）などの中から、時々旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ホームページの「[記者会見概要](#)」のコーナーにアクセスしてください。

Q： 盗難キャッシュカードについて取りまとめがされたそうですが、その基本的な考え方についてお聞かせください。

A： 私の方から事務方に指示をして、先般4月15日、盗難キャッシュカードの問題についても検討項目とするよう、偽造キャッシュカード問題スタディグループに対して要請を行いました。スタディグループでは、本要請を受け、盗難キャッシュカード問題についても、精力的な御議論を行っていただき、本日（5月13日）、盗難キャッシュカード被害への補償のあり方について、中間とりまとめが行われ、その内容を公表する予定と聞いています。

具体的には、補償のあり方の基本的なルールとして、金融機関への速やかな届け出、警察への被害届、金融機関による調査への全面的な協力等を条件として、届出日の一定期間前以降に発生した被害について、仮に金融機関が無過失であった場合であっても、原則として、預金者と金融機関が50%ずつ負担。ただし、預金者が無過失の場合、金融機関が全額負担。また、預金者が重過失の場合、預金者の全額負担が望ましいとしているものと承知しています。

金融関係団体及び各金融機関においては、同スタディグループの中間とりまとめを踏まえ、補償のあり方について、真剣な検討を行っていただきたいと考えております。

(平成17年5月13日(金) 閣議後会見 抜粋)

Q： 東京証券取引所が来月13日にカネボウを上場廃止にすることを決定しましたが、これについての大臣の御所見をお聞かせください。

A： 5月12日、東京証券取引所は、監理ポストに割り当てていたカネボウ株式会社について、上場廃止基準に該当すると判断し、同社株式の整理ポストへの割り当てを決定したものと承知しています。これにより、同社株式は整理ポストへの割り当て決定の翌日から1ヶ月後の6月13日に上場廃止となると聞いています。個別の上場株式の取扱いについては、取引所が自主規制規則に基づき判断するものであり、同社株式の取扱いについても、東京証券取引所がこれまでの聴取等を踏まえて判断されたものと承知しています。

(平成17年5月13日(金) 閣議後会見 抜粋)

Q： 上場廃止基準についてですが、前の時も議論になったと思いますが、今の上場廃止基準は端的に言うと白か黒かという非常に柔軟性のない基準ではないかという指摘が出ています。とりわけ今回のような事業再生プロセスにある企業を、重大性という一言を理由に上場廃止にしてしまうという基準の運用については色々課題があるのではないかと思います。大臣のお考えをお聞かせください。

A： 一般論ということでお話をさせていただきますと、取引所を巡る環境は変化してきており、金融と産業の一体的再生ということで、事業再生についての案件も今まで以上に出てきております。そうした中で、新しい経営陣が旧経営陣の不正を積極的に解明した結果、上場廃止になるならば引続き隠蔽したままにしておこうと、こうしたことを誘引することになるのではないかという御議論があります。また一方で、経営者が変われば過去の不正の問題が全て許されるのかという議論もあります。このように取引所を巡る環境というものは変化してきているわけでありますので、その中で自主規制規則、或いは上場廃止基準そのものに対する議論を深めていくことは大切なことだと思いますし、東京証券取引所においてもそうしたお考えはお持ちではないかと思っております。金融庁としても東京証券取引所をはじめ取引所の皆様方と日常的に意見交換をしていますので、そうした意見交換の中で必要があれば議論をし、或いは意見交換をしていきたいと思っています。

(平成 17 年 5 月 13 日 (金) 閣議後会見 抜粋)

【金融便利帳】

- ※ このコーナーは、とかく専門的でわかりにくい金融に関する用語や様々な疑問について、わかりやすく解説するものです。
今回のキーワードは「**金融コングロマリット**」です。

コングロマリット (conglomerate) とは、相互に関連のない異業種企業がまとまって、複数の種類の事業を多角経営する巨大複合企業グループを指します。そのような定義から、一般的に金融コングロマリットといえば、銀行、保険、証券の少なくとも二つを包括するような広範囲の金融サービスを提供する企業グループと解されています。

我が国では、銀行は銀行業、保険会社は保険業、証券会社は証券業にそれぞれ従事するという専業主義がとられてきましたが、平成5年の金融制度改革による業態別子会社での相互参入の解禁や、平成10年の金融持株会社の解禁、金融システム改革法による子会社規定の整備等を通じて、現在の我が国金融においては、コングロマリット化の進展等の新たな展開を示している状況にあります。

いわゆる4大銀行グループについては、全てのグループにおいて持株会社制のもと銀行を中核として証券会社、信託銀行等を保有していますし、また、それ以外でも、証券会社又は保険会社が中核となって他業態の金融機関とグループを形成しているものなど、業態をまたがるグループ形態が多く見られます。さらに我が国に進出している外資系金融機関についても、グループに銀行、保険、証券を複数含むコングロマリットの形態をとる金融機関が多く見られるところです。

かかる現状を踏まえ、今般策定・公表した「[金融コングロマリット監督指針\(案\)](#)」(PDF)においては、金融コングロマリットの形態を分かりやすく4つに分けて定義しています。

まず一つ目は法律上の持株会社(銀行持株会社、保険持株会社又は証券持株会社)をトップの会社とし、傘下に銀行、保険会社、証券会社等(証券会社、証券投資顧問業者又は投資信託委託業者)のうち、2以上の異なる業態の金融機関を連結子会社として有するようなグループ。(グループの範囲には他の連結子会社等も含まれます。)これを「金融持株会社グループ」としています。

二つ目は、法律上の持株会社には該当しない企業をトップとしますが、同様に銀行、保険会社、証券会社等のうち、2以上の異なる業態の金融機関を有するグループです。これを「事実上の持株会社グループ」としています。

三つ目はトップの会社自身が銀行、保険会社、証券会社等のいずれかであって、傘下に自らとは異なる業態の金融機関を有するグループ。これを「金融機関親会社グループ」としています。

最後に、これら三つのうちいずれかの形態のコングロマリットを国際的に展開していて、日本国内に銀行、保険会社、証券会社等の現地法人又は支店を有する海外のグループを、「外国持株会社等グループ」として定義しています。

- ※ 「金融コングロマリット監督指針(案)」について、[本号のトピックス「金融コングロマリット監督指針\(案\)について」](#)に掲載していますので、アクセスしてみてください。

【お知らせ】

○ 大臣・副大臣・政務官への質問募集中

本号では休載させていただきましたが、アクセスFSAでは、読者の皆様から寄せられた金融を巡る大臣・副大臣・政務官へのご質問に、大臣・副大臣・政務官が直接お答えする【大臣に質問!】、【副大臣に質問!】【政務官に質問!】のコーナーを設けております。「金融庁のやっている金融行政って、よくわからないんだけど、大臣・副大臣・政務官にこんなことを、是非、直接聞いてみたい!」というご質問がございましたら、金融庁ホームページの「[ご意見箱](#)」にお寄せください。その際、ご意見箱の件名の欄には、必ず「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」とご記入ください。また、本文の欄にご質問の内容をご記入下さい。ご意見箱のコーナーには、「45行以内」とありますが、「大臣に質問」「副大臣に質問」「政務官に質問」の場合には、ご質問の趣旨を明確にさせていただくために、恐縮ですが100字以内に収めていただきますようお願いいたします。お寄せいただきましたご質問の中から1問選定させていただき、「アクセスFSA」において大臣・副大臣・政務官の回答を掲載させていただきます。

○ 新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

金融庁ホームページでは、[新着情報メール配信サービス](#)を行っております。皆様のメールアドレス等を予めご登録いただきますと、毎月発行される「アクセスFSA」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を1日1回、電子メールでご案内いたします。ご登録をご希望の方は、[「新着情報メール配信サービス」](#)へどうぞ。

【4月の主な報道発表等】

- 1日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#)
- ・ ホームページの改訂
 - ・ 決済用預金を導入した金融機関（業態別）の状況（速報）
 - ・ バーゼルⅡ 推進室の設置
 - ・ 中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針の一部改正
 - ・ 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チームの開催
 - ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループの開催
- 6日(水) [アクセス](#) [アクセス](#)
- ・ 企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）に対するパブリック・コメントの結果
 - ・ 株式会社日本国債清算機関に対する有価証券債務引受業の免許
- 8日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#)
- ・ クレディ・スイス信託銀行株式会社に対する行政処分
 - ・ 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の公表（パブリック・コメント）
 - ・ 租税特別措置法、租税特別措置法施行規則及び地方税法の改正に伴う事務ガイドライン（第三分冊：金融会社関係）の改正
 - ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 11日(月) [アクセス](#)
- ・ 株式会社びわこ銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定
- 13日(水)
- ・ 評定制度研究会開催
 - ・ 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム開催
- 14日(木)
- ・ 企業会計審議会監査部会開催
- 15日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#)
- ・ 近畿労働金庫に対する行政処分
 - ・ 静岡県労働金庫に対する行政処分
 - ・ 中国労働金庫に対する行政処分
 - ・ 社団法人日本損害保険協会、社団法人生命保険協会、日本証券業協会、全国銀行個人情報保護協議会、社団法人信託協会に対する認定個人情報保護団体の認定
 - ・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
 - ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催
- 18日(月) [アクセス](#)
- ・ 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ、モリモト・アセットマネジメント株式会社、ケネディスク・リート・マネジメント株式会社に対する投資信託委託業者の認可
- 20日(水) [アクセス](#)
- ・ 金融先物取引法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（案）の公表（パブリック・コメント）
 - ・ 評定制度研究会開催
- 21日(木)
- ・ 企業会計審議会内部統制部会開催
- 22日(金) [アクセス](#) [アクセス](#) [アクセス](#)
- ・ 貸し渋り・貸し剥がしホットライン情報の受付・活用状況
 - ・ 貸金業関係の事務ガイドラインの一部改正（案）に対するパブリック・コメント結果
 - ・ 貸金業関係の事務ガイドラインの一部改正

- [アクセス](#) ・ 預金口座の不正利用に係る情報提供件数等
 - [アクセス](#) ・ パナソニックペンションファンドマネジメント株式会社、T. ロウ・プライス・グローバル投資顧問、 트레이ダーズ投資顧問株式会社に対する投資一任契約に係る業務の認可
 - [アクセス](#) ・ シティトラスト信託銀行に対する行政処分
 - [アクセス](#) ・ 株式会社南都銀行に対する行政処分（近畿財務局長処分）
 - ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催

- 25日(月) ・ 金融経済教育懇談会開催

- 26日(火) ・ 財務局長会議開催
- ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催

- 27日(水)
 - [アクセス](#) ・ 保険業法施行規則の一部を改正する内閣府令(案) の公表（パブリック・コメント）
 - [アクセス](#) ・ 平成15年度政策評価結果の政策への反映状況の公表
 - [アクセス](#) ・ グローバリー株式会社に対する行政処分
 - [アクセス](#) ・ 証券会社の自己資本規制に関する内閣府令の一部改正する内閣府令(案) に対するパブリック・コメントの結果
 - ・ 貸金業制度に関する懇談会開催
 - ・ 評定制度研究会開催
 - ・ 保険商品の販売勧誘のあり方に関する検討チーム開催

- 28日(木)
 - [アクセス](#) ・ 日本郵政公社による証券投資信託の受益証券の募集取扱いの業務の特例等に関する法律の施行日政令(案) 及び業務の特例等に関する法律の施行に関する政令(案) の公表（パブリック・コメント）
 - [アクセス](#) ・ 金融検査に関する基本指針(案) の公表（パブリック・コメント）
 - [アクセス](#) ・ 金融コングロマリット監督指針(案) の公表（パブリック・コメント）
 - [アクセス](#) ・ 金融先物取引法の一部改正法の施行に伴う関係府省令の整備等に関する内閣府令の公表（パブリック・コメント）
 - [アクセス](#) ・ 金融審議会委員の任免
 - ・ 金融審議会金融分科会第一部会開催
 - ・ 企業会計審議会監査部会開催
 - ・ 偽造キャッシュカード問題に関するスタディグループ開催

※ [アクセス](#) マークのある項目につきましては、 [アクセス](#) から公表された内容にアクセスできます。